

令和５年第２回鹿嶋市議会臨時会提出議案説明書

議案第３３号 令和５年度鹿嶋市一般会計補正予算（第２号）

【政策企画部 財政課】

歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億３,７８３万９,０００円を追加し、総額２４０億９,２００万２,０００円となりました。

歳入として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによる国庫支出金の増３億３,７９１万５,０００円、財政調整基金繰入金による繰入金の減７万６,０００円を見込みました。

歳出の主なものとして、マイナポイント申込期間延長に伴う情報政策推進費の増６８７万２,０００円、価格高騰緊急支援給付金給付事業２億２,７６５万３,０００円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業１億３３１万４,０００円を計上しました。

報告第２号 専決処分について（令和５年度鹿嶋市一般会計補正予算（第１号））

【政策企画部 財政課】

歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億５１６万３,０００円を追加し、総額２３７億５,４１６万３,０００円とする補正予算について、令和５年３月２２日に専決処分を行ったので、地方自治法第１７９条第３項の規定により、議会の承認を求めるものです。

報告第３号 専決処分について（鹿嶋市税条例の一部を改正する条例）

【総務部 税務課】

地方税法等の一部を改正する法律が令和５年３月３１日に公布され、同年４月１日に施行されることに伴い、軽自動車税に係る環境性能割等についての規定を整備するため、同年３月３１日に専決処分を行い、条例の一部を改正したので、地方自治法第１７９条第３項の規定により、議会の承認を求めるものです。

報告第４号 専決処分について（鹿嶋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

【健康福祉部 国保年金課】

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険税の軽減対象世帯を拡大するため、同年3月31日に専決処分を行い、条例の一部を改正したので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。